

## 第4章 英国の銀行課税の経験から得られる銀行税制のありかたへの知見

青 山 慶 二

### はじめに

グローバル経済の下で金融業の果たす機能が增大する中、金融業に対する課税問題は主として2方向で議論されてきた。一つは、消費課税における金融サービスの課税漏れの是正の必要性を主張する立場から出発するものであり、二つめは2008年の金融危機をきっかけに金融システムの破たん処理費用の負担についての金融業界として責任論から出発するものである。

本稿で取り上げる近年の英国の立法経験は後者の立場からの取組み事例であるが、我が国での法人税率引き下げ財源にかかる選択肢として話題に上がっている銀行税構想に関する議論を検証するにあたって、多くの点で参考になる論点を提供してくれる事例と考えられる。

英国が我が国税制にとってのベンチマーク対象として適切な理由は、大きく次の3点に集約されよう。

まず第1に、近年の英国の法人税改正は、我が国と同様経済活性化の観点から大胆な税率引き下げを中心に税制の競争力増強を目指す趣旨の下に諸制度が設計されており、現在のアベノミクスの下での税制改正とベクトルの向きが同じであることが挙げられる。なお、英国は2009年税制改正で我が国と同時に外国子会社配当益金不算入制度を導入したが、その際にタックス・ヘイブン税制の実質的見直しにおいて、いわゆるテリトリアル課税方式下での投資環境改善を大胆に行う<sup>1</sup>など、ファイナンス基地機能を積極的にサポートする戦略を明示している点も注目される。

次に第2には、英国産業全体の中で金融業の位置づけはEUにおけるロンドン市場の役割に鑑み依然として大きく、アジアの金融拠点としての東京市場の再興を目指す我が国にとって、英国税制は市場の発展との両立を目指す金融業課税のあり方のモデルとして十分参考になると考えられることである。

最後に第3に、英国はOECD/G20による税源浸食・利益移転（BEPS）プロジェクトが対象

1 例えばCFC税制の改正において、国外の拠点で展開するグループ法人全体のためのトレジャリー機能に対する適用除外（英国の外で調達し外で活用するファンドの収益についてCFC税制の対象外とすること）や利子費用の損金算入限度としてグループ全体のネット利子費用を超えてはならないとする world-wide debt cap 制度の導入などが挙げられる。この詳細については、青山「外国子会社合算税制について——我が国の改正と英国との比較検討——」（『租税研究』2010.9）p.188- 参照。なお、後者の world-wide debt cap 制度については、2017.4 から BEPS 勧告に従う固定比率方式に改正することが既に公表されている。

とする最前線の租税回避スキームの洗礼を浴び、税制の公平回復という強い政治的プレッシャーの下で、BEPS最終報告書の処方箋への取組みに関しても、比較的歩みの遅い米国や欧州諸国とは異なり国内法改正に独自かつ積極的に取り組んでいる。その結果、短期間ではあるが税制の効果検証に関する報告も若干発表されており、予備的な評価も可能な状況にあると考えられる点である。

以上から、労働党政権下で実施された2009年のボーナス課税から保守党政権下で2016年よりスタートした銀行法人税付加税に至る金融関係の税制改正を概観し、これらから現時点での我が国税制改正に参考となる知見を取りまとめることを目標にリサーチを行ったが、銀行税導入時の経緯については、すでに多くの著作物により詳細な検証や紹介が行われているので、本稿は2009年のボーナス税に始まる金融課税取組みの初期と2015年総選挙前後の保守党単独政権下での銀行税から法人税付加税制度への改正経緯に焦点を当てている。

## 第1節 金融危機と英国金融税制改正の本格化（ブラウン労働党政権から保守・自民連立政権へ）

### 1. 金融取引税の検討

2009年G20の議長国であった英国は、11月の財務大臣・中央銀行総裁会議で、ブラウン首相が金融危機後の抜本的な対応策のオプションの一つとして全世界ベースの金融取引税の導入案を提案した。ただし、全世界が実施するまでは英国単独での実施を留保するとの意思表示も併せて行われており、カナダ、ドイツ等を別としてその場での広範な支持を得られたわけでもなかったため、内容の検討はG20からIMFに半年かけて委託された。なおG20において提案された金融取引税の内容は、英国財務省が2009年12月に発表した報告書（“Risk, Reward, and Responsibility”）において、IMFによる国際協調を前提とした金融取引税の導入策として予備的に分析されているが、それは立法化の準備としての具体的な検討まで立ち入った文書ではなかった。

金融取引税は、その後2010年6月にG20トロントサミットに提出されたIMFレポート（“A Fair and Substantial Contribution by the Financial sector”）でフォワードルッキングな税制選択肢の一つとして整理して提唱され、これをベースにEUでは強化された協力の枠組みで金融取引税に関する指令案が2013年1月に連合理事会の承認を得ているが、英国はスウェーデン、オランダ等とともにEU単独での実施に反対する立場を現在も維持している<sup>2</sup>。英国で税制改正の理論的検討に有力な影響力を持つInstitute for Fiscal Studies (IFS) によるマリーズレビューにおいては、投機取引とボラティリティとの間には経験則上明確な関連

2 英国は2013年4月に、金融取引税に関する強化された協力を認めたEU理事会決定に対し、EU条約違反であるとの提訴をEU司法裁判所に提起したが、2014年5月、裁判所は英国の申し立てを棄却していると伝えられている。加藤浩「EU金融取引税に関するEU司法裁判所の判決」〔外国の立法月刊版〕、2014年7月号

が認められるわけではなく、金融取引税（Tobin税）を導入しても、消費者や預金者に転嫁されるだけで非効率であり、要は一般財源の確保策に過ぎないとの消極的評価を下している<sup>3</sup>。なお、英国はすでに、一定規模以上の株式の取得やペーパーレス取引に対して、金融取引税に匹敵する0.5%の印紙税を導入済みであったことも、金融取引税反対の理由であった。

## 2. ボーナス税（Payroll Tax）の創設

ブラウン労働党政権が総選挙までの残り少ない任期で立法化したのが、4か月余りの期間に限った臨時ボーナス税である。これはIMFレポートの分類によれば、付加価値の一部である期末の業績反映ボーナスを課税標準とするものであり、金融活動税の一種といえるものであるが、金融危機から公的資金の投入により回復した金融機関の収受するレントの配分先として、ボーナスは不適切との広範な世論にこたえるものでもあった。

なお、労働党政権によれば、同時に提案された金融サービス法案において、金融サービス機構に対し報酬に関する一般規則を作成するよう命じ、それにより各法人は取締役より広い概念である執行役の報酬に関する報告をするなど報酬の情報開示義務を強化していた。

したがって、労働党政権においても、銀行の報酬決定は長期的にはコーポレートガバナンスと規制の改革により達成すべきものとの理解が基本にあり、臨時ボーナス税は暫定的なものとの位置づけていた<sup>4</sup>。

### (1) ボーナス税の概要

2009年12月の事前の予算報告書に際して、当時のダーリング蔵相により提示された臨時ボーナス税構想（発表日の12月9日から年度末の翌年4月5日まで発効）は以下のものであった。

- 1) 被用者に対する裁量的ボーナスの支払いに対し、当該金額の25,000ポンドを超える部分に対し50%の税率で課税を行う。納税義務者は支払銀行であるが、受取者も自らの所得税を最高限界税率で納付する。
- 2) 本措置による銀行側のボーナス支払い抑制を見込むと増収効果は5.5億ポンドと推計しており、その税収は若年者・老人の失業対策等に使用する。
- 3) 本措置の不当な適用回避事例には、個別的否認規定で対応する。

### (2) ボーナス税の妥当性に関する議論

ボーナス税導入前の同税の妥当性に関する主要なコメントを紹介すると、以下のとおりであ

3 IFS, "Tax by Design, Mirrlees Review" (Oxford University Press, 2011) pp.151-153

4 ただし、2009年12月の事前の予算報告書によれば、ボーナス税は金融サービス法案の成立状況いかんで適用延長もありうると説明していた。

る。これらは、2009年に入りシティーでは金融危機後の大銀行の収益の黒字回復に合わせて相当額のボーナス支給の見込みが報道され、そのことの妥当性が世論の大きな関心を呼んでいた環境下であったので、一般的に一時的なボーナス課税について好意的な世論を代表しているともいえる。

1) 金融サービス機構のコメント (2009.3)<sup>5</sup>

「高い収益性は高額ボーナスと解釈されているが、他方で、ボーナスの支払額はゼロを下回ることはない。損失は長期保有の株主や社会によって負担されており、被用者や短期保有の株主によってはわずかしかな負担されていない。」

2) 財務省委員会レポート (2009.6)<sup>6</sup>

「今回の金融危機の原因は数多くかつ多様であるが、他の金融センターと同様シティーで一般的に行われているボーナスで動機づけられた報酬構造、特に投資銀行のそれは、向こう見ずで過剰なリスク引受をもたらした。限りなく多くの事例において、銀行セクターのボーナススキームは欠陥を露呈し、株主利益に沿っておらず、銀行の長期的持続可能性とも整合的ではない」

3) フィナンシャルタイムズ・コラムニストレポート (2009.11)<sup>7</sup>

「今や、注意深く判断されたポピュリズムの登場すべき時代が来た。一度限りのボーナス課税は社会にとってその痛みをより耐えられる形で将来へ先送りできるものである。実施すれば何百万人も支持者があるであろう。」

(3) ボーナス税の評価

ボーナス課税は1回限りの措置としては英国とフランスが、恒久的措置としてはイタリア、アイルランド、ギリシャが導入したが、税制面から見た金融危機対応手段としては、IMFレポートが奇しくもバックワードルッキングと指摘したとおり、金融破たんコストの適正負担のための抜本的対応策とは位置づけができない暫定施策であり、英国においては2010年の総選挙による保守・自民連立政権の誕生を機に、銀行税の創設に向けた税制改革案へと収斂されていった<sup>8</sup>。

5 2009年に入って、シティーでは金融危機後の大銀行の収益の黒字回復に合わせて相当額のボーナス支給の見込みが報道され、そのことの妥当性が世論の大きな関心を呼んだ中で、金融サービス機構が諮問文書として発表したものである。FSA, Reforming remuneration practices in financial services, Consultation Paper 09/10, 18 March 2009, p.21

6 Ninth report: Banking Crisis: reforming corporate governance and pay in the City, 15 May 2009 HC 519 2008-09 para 25. For an overview of this issue see, Executive Remuneration in UK Banking, Library standard note SN4970, 16 June 2009

7 “Tax the windfall banking bonuses Why windfall taxes are appealing”, Financial Times, 20 November 2009

8 総選挙前の保守党は、2009年9月のオズボーン影の蔵相の演説で、シティーのバランスシートの回復も、ボーナス税構想について「新税の実際のテストは、銀行貸し出しを抑制できるのではなくボーナスを削減できるかどうかにかかっている」と消極的な歓迎ぶりを示していた。

## 1) ビジネス界からの評価

この間、実施されたボーナス税に関する税制に対するビジネス界あるいは税制専門家からの評価は、一般的に不評といえる。すなわち、同税の問題点は、①特定業種の収益に対する追加課税のもたらす税制中立性をゆがめる問題（他業種への拡大の懸念もあって税制の予測可能性を全般的に削減している点にも注目）という理論面と、②ボーナス税に反対するロイヤルバンクオブスコットランド取締役会全員の辞任計画や、英国銀行協会会長による、ポピュリスト的政治選択がシティーの金融センターとしての優位性を阻害し、銀行の英国脱出を促進するとの警告にみられる実務面の、2つに集約されよう。

ただし、前者については、英国税制がすでに石油収入税など特定産業分野の追加課税経験があることや、後者についてはボーナス税のみならず金融危機対策の課税措置については、G20の下での協調の下に実施する限り、一般的に英国の競争力をそぐことにはならないといったコメントも行われており、その後の銀行税の導入に際して強力な政治的影響力を持つには至っていないようである。

なお、本措置を提案したダーリング 蔵相は総選挙により下野した後の会合で、ボーナス税は銀行家の行動を変化させるまでには至らなかったとの感想を漏らしている。

## 2) 税制としての検証

ボーナス税は1回限りの臨時税であり、銀行から執行役に対するボーナス支給額のうち25,000ポンドを超える額を課税対象として50%の税率で銀行自体に課す税であった。公的支援により金融危機から回復し黒字化した時点の銀行の収益の分配をどうするかに関する政策決定という意味では明らかに租税特別措置であり、前述したとおり本来銀行のコーポレートガバナンスの問題として規制当局との間で整理すれば済むとの観点からは、法人税の一般論で是非を論ずる必要はないとも思われる。ただし、我が国では、法人税制に過大役員給与の損金不算入規定があり、事業税制には付加価値割の構成要素としてボーナスを含む人件費が含まれていることから、それらとの差異を整理しておきたい。

まず、我が国の過大役員給与の損金不算入は、2006年度の税制改正でそれまでの会社法を反映した報酬損金算入・賞与損金不算入のルールを変更し、定期同額給与のみならず、事前確定届出に加えて利益連動というインセンティブ・ボーナス型の給与も損金算入対象に加えられた（法人税法38条1項3号）。利益連動は利益に関する指標の報酬委員会等による決定・有価証券報告書上での開示など厳格な客観性を求めており、更にそれが過大支給と認定されれば過大部分の損金算入には制約が加えられている（同条2項）。過大かどうかは、法人の規模、業種、業績等を総合勘案して決定することとされており、我が国のような法制の国では、この一般ルールで法人税法上の要件を備えているインセンティブ・ボーナスを特定の業種に限って損金算入を否認して法人に課税する立法を行うことには、抵抗があると思われる。



また、同税を導入した場合には、事業税の外形標準課税の一つである付加価値割との重複課税の問題も整理する必要が出てくるであろう。

これらを総合すると、銀行収益の中からのボーナスでの利益配分の是非の問題は、G20や英国でも議論されたとおり、本来は税制ではなく金融規制の領域での解決を求めることが本筋と考えられる。

### 3. 歳入・関税庁による銀行納税規範の公表

一方で2009年3月のロンドンサミット宣言<sup>9</sup>でのタックス・ヘイブンとの戦い方針を受けて、ダーリング 蔵相は歳入・関税庁（HMRC）に銀行納税規範（Code of Practice on Taxation for Banks）の草案作成を命じ、当該文書はコンサルテーションを経て2009年12月に公表された。同文書は、銀行業が納税に際して期待される実施規範（ベストプラクティス）を列挙したものであり、内容に合意する銀行は同文書に署名してHMRCに提出することが期待されるとともに、HMRCは署名に合意しない銀行をモニタリングしてその実行を促すというプログラムである。

#### (1) 銀行納税規範の内容<sup>10</sup>

銀行納税規範は、銀行が顧客と契約する取引について、①議会の意向に反する納税結果を達成することを目的とする租税計画を引き受けないこと、②すべての銀行に関する納税義務を順守すること、③HMRCとの間で透明性のある関係を維持することを内容としており、当該文書は、総則、ガバナンス、租税計画、銀行とHMRCとの関係の4節に分かれている。

公表以来、特に租税計画への関与に関する第3節が業界における議論の対象となったので、その部分を紹介する。

● 銀行は、真実の商業上の活動を支援する以外の租税計画に従事すべきではない。

——取引は、当該結果の発生を許容すべく設計された特別立法が存在する場合を除き、根底にある経済的帰結と整合的でない課税結果を銀行にもたらすような方法で仕組まれるべきではない。そのような場合とは、当該銀行が議会の意向に反していないと合理的に信じることができる場合である。

——取引の仕組みが議会の意思に反する結果を他の当事者にもたらしていないと銀行が合理的に信じるのでなければ、取極めのプロモーションを相手方に行うべきではない。

9 同コミュニケでは、「タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。」と述べており、金融機関にとっての情報の透明化に向けた取組みの重要性が指摘されていた。

10 The Code of Practice on Taxation for Banks, Annual Report 2015, Publication date: 30 December 2015.

——執行役を含む被用者に対する報酬パッケージは、当該報酬の支払いに際し適切な税金と国民保健料の納付が行われると銀行が合理的に信じていることができるよう設計すべきである。

## (2) 銀行業界の受け止め方とその後の展開

本納税規範は、2010年の連立政権下でも引き継がれてHMRCにより推進されたが、当初は必ずしも署名進捗状況が順調とは言えなかった<sup>11</sup>。

その原因は、発表当初の勅許会計士協会や法律家協会による「議会の意向」の不明確さ及びそれを確認するのは司法の機能ではないかとの指摘に代表されるように、租税法律主義の精神に基づく課税当局の解釈への不信感があったとみられる。しかし、その後英国では、租税回避スキームに関する自発的開示制度（DOTAS）の拡充が行われ、2013年からはOECD/G20でBEPSプロジェクトの行動12（租税回避スキームの義務的開示）で英国の取組みがベストプラクティスとして紹介されるに至り、銀行納税規範の普及が拡大していった。

## (3) 銀行納税規範の意義

本文書は納税義務の内容を規定する法令自体ではなく、その解釈適用に従事する納税者である金融機関に向けた課税当局の期待値を表したものである。本文書についての署名提出自体は新たな納税義務の創出につながるものではない。しかし、金融危機の中でのタックス・ヘイブンを利用した金融取引の諸スキームが明らかになり、その責任の一端を担うとみられる銀行に対し、国際的な納税義務遵法の要請が強化されたのは自然と考えられる。

署名行の増加により、ソフトローとしての納税規範の効果はより高まることが予想されるが、2016年春に発覚したパナマ文書問題も念頭に置くと、その実効性についてはこれからが真正銘のテストを受ける段階とも位置づけられよう。

## 第2節 銀行税の創設

### 1. 連立政権による創設と法人税改革

保守党・自民党はすでに総選挙のキャンペーン中のマニフェストで銀行税（Bank Levy）構想を明らかにしており、2010年6月の連立政権の最初の予算演説において、オズボーン蔵相は、諸外国の足並みがそろわなくても英国は単独でも2011年1月から銀行税を導入する旨発表した。銀行税は、英国の金融システム及び経済に与える潜在的なリスクに対する銀行の公正な貢献を外科手術のように求めるものであり、銀行によるよりリスクの少ない資金繰りを促すことが目的であると解説している。

11 2010年10月の時点で、オズボーン蔵相は大手銀行15行のうち署名済みは4行にすぎないと報告している。なお、2013年の見直しを受けて署名状況を公表することとなった前掲注10の第1回年次報告（2015.12公表）では、署名銀行数は264行に及び未署名はわずかにすぎないと報告されている。

なお、予算演説で蔵相はバランスシートをベースとした銀行税導入はIMFレポートの金融安定負担金の構想に沿ったものであり、金融活動税に関しても他国との合意ができることを条件にコストベネフィットを更に検討している旨留保していたが、金融取引税についての言及はなかった<sup>12</sup>。

### (1) 銀行税の当初の設計

2010年12月の最終案でスタートした銀行税は、翌年2月に税率引き上げを発表するなど初年度に税率が3回変わるあわただしいスタートとなったが、税率以外の課税枠組みは維持されておりその概要は以下のとおりである。

#### 1) 課税対象

課税対象は、負債と資本の合計額が200億ポンド以上の英国の銀行、住宅金融組合 (Building Society) 外国銀行の英国ユニット等である。

英国の銀行グループについては、グローバル連結バランスシートが課税対象とされる。なお、外国銀行については、英国拠点（支店、子会社）を集計したバランスシート、非銀行グループにおいては英国の銀行のバランスシートが対象となる。

#### 2) 課税ベース

負債と資本の合計額から、以下を控除した額が200億ポンド以上の場合に当該額全体を課税ベースとする。

①Tier1資本、②リテール保険対象預金、③ソブリン債を担保とするレポ取引、

④銀行グループにおけるリテール保険業務にかかる契約者負債

なお、デリバティブのポジションもネットの負債ベースに含まれるとされている。

また、銀行税額は法人税の課税所得計算上損金算入はできない。

#### 3) 税率（当初案での設定）

①短期調達（満期1年未満） 0.04%

②長期調達（満期1年以上） 0.02%

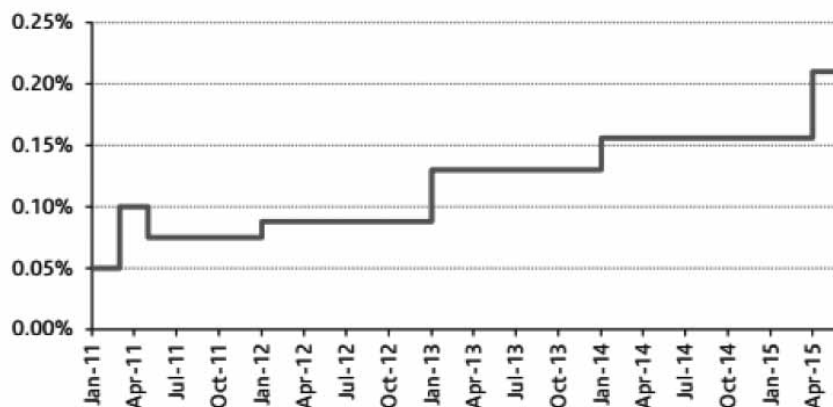
ただし、適用実効税率の変遷（短期調達）を時系列で正確に表示すれば下グラフのとおりである<sup>13</sup>。

12 HC Deb 22 June 2010 cc175-6

13 2015.9.4 House of Commons, Briefing Paper, "Taxation of banking", p.53



図1：銀行税の税率推移



## (2) 銀行業界等の反応

銀行税提案は実施の半年前に公表され、コンサルテーションが行われたため、多くのコメントが寄せられた。2010年10月の取りまとめによれば、銀行業界からの負担の大きさや他国の課税との複合効果を懸念するものと、野党やマスコミからの銀行税負担が低すぎるとのコメントに二分されていたようである。なお、全銀協のコメントも指摘しているが、200億ポンドの閾値を、負担軽減と健全なビジネスを委縮させる効果を懸念する観点から、控除額方式に変更すべきとの指摘については、受け入れられて施行日まで修正されている。

ただし、これらの反応のうち後者にかかるもののいくつかは、2011年が、連立新政権により、銀行税のみならず、法人税率の段階的引き下げを中核とするいわゆる英国法人税改革のロードマップが同時に提示された初年度であったこともあり、法人税引き下げ効果との相互作用の観点から銀行の税負担の絶対額の変化のなさを批判するものが多いという特徴があった。

このことが、その後の連立政権下での段階を負った銀行税の引き上げの過程で、法人税率引き下げ効果との相互作用の検証が、英国財務省で引き続き実施された要因ともなっていると観察される。そこで次に、連立政権が目指した法人税改革のロードマップと銀行税の関係を検証してみよう。

## (3) 連立政権下の法人税改革との連携

連立政権の2011年税制改正の最大の特徴は、法人税改革のロードマップ作りであり、そのキャッチフレーズは、「G7更にはG20の中で最も競争力のある法人税制を」であった。その構想が示されたのは、2010年11月に英国財務省が発表した文書<sup>14</sup>であり、その後の各年の改正

14 2010.10 UK Treasury, “Corporate Tax Reform : Delivering a more competitive system”。なお、その詳細の検証については、青山慶二「英国の法人税改正の動向（国際課税の観点から）」（租税研究 743号（日本租税研究協会）p.173）を参照されたい。

を指導する役割を果たしている。その背後には、そもそも全産業に占める金融業のウエイトが高く、それを通じてEUの共通市場のリージョナルなバリューチェーンの中心拠点としての優位性を保ってきた英国の伝統が、近年危うくなってきたとの危機感が見受けられた。すなわち、12.5%という低い法人税率で欧米ハイテク企業の立地を呼び込むアイルランドや、持株会社税制やパテントボックス税制の整備で欧州の地域統括会社の立地場所としての存在感を高めるオランダ、ベルギー等の台頭である。

それに対抗する趣旨の法人税改革ロードマップは、必然的に銀行税改革の方向性とも密接な関係を持つこととなったので、以下には、法人税改革の中から、金融業に深く関係する2項目を取り上げる。

#### 1) 法人税率の引き下げ

当時の英国の法人税率は28%でG7の中でも中堅クラスであったが、これを4年間で24%まで引き下げるとというのが、当時、青写真として描かれた内容であった。金融危機後の財政難の中での改革であり、他の主要先進国と同様財源は基本的には法人税の課税ベース拡大を検討していたが、その際世論をバックとした銀行税による財源調達（厳密には、「公的支援で回復した銀行には、新たな法人税率引き下げというメリットをそのまま与えるわけにはいかない」という理念に基づく銀行税の連続引き上げ）はタイムリーで世論受けする施策であったともいえる。たとえば2011年の予算演説時において、オズボーン蔵相は当初予定していた法人税率の1%引き下げを2%に拡大するに当たり、次のように語っている。

「引き下げの結果としての法人税率23%により、G7で最低の法人税率を達成した。（中略）しかし、この減税が銀行にとってのネット減税とならないようにするため、この効果を相殺する銀行税増税を翌年行うつもりである。この議会では毎年、恒久的な銀行税を前政権の議会が銀行課税で挙げた以上の税収を今後挙げ続けることになる」

なお、前述した下院の銀行税に関するブリーフィングペーパーでは、下グラフのとおり、銀行業の税目別税負担額について、法人税率引き下げと銀行税の引き上げとの間の相関関係を暗示するデータを提供している<sup>15</sup>。

---

15 前掲注13) p.34

図2：銀行セクターからの税額徴収内訳（単位：10億ポンド）

Year	PAYE	Bank Payroll Tax	Corporation Tax	Bank Levy	Total
2005-06	13.6	-	7.0	-	20.6
2006-07	15.9	-	7.3	-	23.2
2007-08	16.7	-	6.6	-	23.3
2008-09	14.0	-	3.9	-	17.9
2009-10	15.2	-	2.1	-	17.3
2010-11	17.5	3.4	3.5	-	24.4
2011-12	17.6	-	1.3	1.6	20.5
2012-13	17.8	-	2.2	1.6	21.6
2013-14	17.6	-	1.6	2.2	21.3
2014-15	17.9	-	2.3	2.7	22.9

(注) PAYEは給与支払い時における雇用者による所得税と国民保険の源泉徴収額であり、銀行業の総合的な税負担は銀行税の導入以降法人税の減収を打ち消す形で伸び続けている。

## 2) タックス・ヘイブン（CFC）税制改正による立地競争力の強化

2011年の法人税改革ロードマップではその後2年間にわたるCFC税制の改革もその主要内容とされ、特にオフショアのファイナンス子会社について、CFC税制の部分的な適用除外とも呼ぶべき優遇策が提案された。グループ法人の中長期や短期のファイナンス業務を特定の海外拠点に集中させた場合には、通常のCFC税制の下では受動的所得の稼得に関して本国で合算されて課税を受けることになっているが、英国の改正案では、資本対負債が3：1までであれば、その資本相当部分に対応する子会社所得は合算対象から外するという画期的なものであった。この結果、オフショアにあるファイナンス会社の所得については、英国親会社に合算された場合であってもその実効税率は2014年には5.75%にまで低下すると予測された。この改正は、英国金融業の海外における事業展開にとって、ある意味で銀行税の負担を相殺する機能を一部果たしたとも考えられる。

なお、この改正は、その後比較的緩く設計され導入された英国のпатентボックス税制とともに、BEPSプロジェクトで関心の的となった。ただし、CFC税制については、BEPS最終報告書が最も拘束力の弱い勧告（CFC税制の各要素ごとのベストプラクティスを提示するのみで具体的な制度設計は各国の裁量に任せる形式）となったため、英国への国内法改正の圧力は軽減されており、патентボックス税制の改正のみが国際協調面でのコミット済み施策となっている。この間、英国は、2015年改正での自国税収確保のための「迂回利益税」の創設など、BEPS対応の税制改正に関してもやや独自の路線に移行している。

## 3) 銀行税の脆弱性

上記のような枠組みの下で誕生し、その後増税路線を歩むこととなった英国の銀行税については、フォワードルッキングな金融安定負担金の役割のみならず、ボーナス税に関し

IMFから指摘されたバックワードルッキングな「税金によって救済された銀行からの費用取立て」の理念が色濃く残存しているとも評価される。

特に法人税率引き下げに伴う頻繁な増税は、銀行の納税義務に関する予測可能性を損なうとともに、それが利益の有無にかかわらないバランスシート課税であるため、以下に詳述するとおり、競争力の観点から、HSBCのようにあからさまに英国離脱をほのめかす銀行の出現を許容した。このような展開を生んだことは、英国銀行税増税の枠組みが法人税改革と密接に連携しすぎたことの明らかな問題点であったといえよう<sup>16</sup>。

## 2. その後の銀行税税率引き上げとそれに対する批判

### (1) 連立政権後半の推移

連立政権は、銀行税が金融取引税の下での目的のいくつかにも合致するものであるとの整理を行い、その後は、法人税率を引き下げることと銀行税増税という相殺改正を続けた。

#### 1) 2012年12月及び2013年3月の予算演説

2012年12月のオズボーン蔵相による予算発表では、22%まで引き下げると発表した法人税率を2014年4月からは更に21%まで引き下げる予定であるとし、当該税率が主要な西欧諸国で最も低い水準であることを誇りながら、銀行税については「法人税引き下げのメリットを銀行には付与するつもりはなく、むしろ銀行税を0.130%に引き上げる。銀行により多く貢献させることは政府の銀行制度の主要改革の一部である」と説明した<sup>17</sup>。

更に、2013年の予算演説では同蔵相は、法人税率を2015年4月より20%に引き下げ、その結果中小法人税率との2段階構造を単一税率に統合・簡素化するとともに、銀行税率を更に0.142%に引き上げる提案を行った。

#### 2) 現実の税収動向と野党の追及

一方で、この間の銀行税の税収推移は、銀行によるバランスシート改革（長期調達率の拡大等による）という自助努力もあって政府の予想を下回ることが多く、そのことは野党にとって議会における政府追及の好材料となった。政府はこのため、既述したとおり予定以上に頻繁な銀行税の税率引き上げを余儀なくされ続け、その結果、銀行税の二重の目的（①銀行の投機的取引の抑制と②税収確保）の下での存在意義自体が問われ始めるとともに<sup>18</sup>、次に述べる銀行自体からの銀行税負担の下での競争上の不満が表面化することに

16 この問題を指摘するものとして、“Comment: lessons from the bank levy”, Tax Journal, 14 March 2014

17 HC Deb 5 December 2012 c881 なお、この際の増減収見積もりは、法人税収減につき2014/15年度で4.15億ポンド、2016/17年度で8.75億ポンドであるのに対し、銀行税の増収額は2014/15年度以降年平均5.45億ポンドと推計している。

18 “Comment: lessons from the bank levy”, Tax Journal, 14 March 2014 なお、政府は、銀行税率引き上げだけでなく、第1節3. で紹介した銀行納税規範のより徹底した実施に向け、未署名銀行名の公表等で業界に圧力をかける方策もとっている。

なったようである。

## (2) 総選挙直前の状況

2015年春の総選挙前の段階では、連立政権最後の予算発表（2015年3月）において、法人税率の更なる引き下げ発表のないまま、銀行税率の引き上げのみが提案された。併せて、この税制改正では、金融危機から回復した銀行が繰越欠損金により長年法人税の納税を行っていないことを捉えて、繰越欠損金との相殺対象利益を50%に縮減する改正案と不良債権償却の延期の改正案を提案している。

なお、総選挙のマニフェストでは、保守党は銀行税改正を取り扱わず、自民党は銀行税の継続に加えて銀行に対する追加的な暫定的法人税の課税提案を行った。これに対して労働党は銀行税の継続的引き上げを提唱していた。

## 第3節 銀行税の段階的解消と銀行業に対する法人税付加税の導入

### 1. 2015.7の予算演説

2015年春の総選挙で単独過半数を確保した保守党政権は、7月の税制改正において、銀行課税改革の長期的ロードマップとして、銀行税の2021年までの段階的減税とそれに伴う銀行業に対する8%の法人税付加税の導入を行うことを発表した。

なお、予算発表の前の銀行税の現状については、例えば、HSBCを例に挙げて、銀行税収全体の3分の1を同グループが納付しているものの、同グループのバランスシートの多くは海外にありそれらは英国政府から直接の支援を得ていないとして、連立政権のような銀行税の連続引き上げ政策の下では、HSBCやスタンダードチャータードが銀行税負担の回避のため海外に拠点を移管するリスクが懸念される状況と報道されていた<sup>19</sup>。

7月8日のオズボーン蔵相による保守党政権の最初の予算演説では、「銀行税は税収を上げるとともにバランスシートの安定化に貢献してきたが、今や、その内容を改正しないと悪影響を及ぼすリスクがある。そこで、今後6年間にわたって銀行税を徐々に減税するとともに、その後はグローバルなバランスシートにはもはや課税しないこととする。しかし、銀行からの公平な貢献を維持するために、2016年1月から銀行の所得に対し8%の付加税を課すこととする」と説明されている<sup>20</sup>。

### (1) 2015年7月予算演説の改正案

#### 1) 銀行課税改正のロードマップの概要

19 “More to HSBC’s domicile talk than risk of UK leaving Europe”, Financial Times, 26 April 2015

20 英国政府ウェブサイトの HC Deb 8 July 2015 c326



銀行税導入以来の銀行業規制の日覚ましい改善と収益性の回復に鑑みて、銀行業のリスクと英国の競争力及び銀行の広範な経済支援能力の間のバランスを維持する観点からの改革として、次の3点の計画を提示した。

➤2016年1月から、銀行に対し8%の恒久税率での法人税付加税の課税を行う

➤下表のとおり銀行税率の段階的引き下げを行う

課税年度	現行	2016.1～	2017.1～	2018.1～	2019.1～	2020.1～
銀行税率	0.21%	0.18	0.17	0.16	0.15	0.10

➤2021年1月からは、英国に本部のある銀行についての銀行税の課税ベースを、英国のバランスシートの負債総額とする

## 2) 同ロードマップの意義

この結果、最終的な銀行課税の全体像は、①26%（2020年における本税18%+付加税8%）となる法人税、と②英国内のバランスシートに対する0.10%の銀行税の2本立てとなる。予算案で保守党政権は、「本案により計画期間を通じて、銀行からは合計20億ポンドの追加的財政貢献を得ることになるが、これは銀行からの公平な貢献であり、また、26%の法人税といってもそれはG7国で最も低く、競争力のある税率である」旨説明している。

また、本改正により、銀行への課税が貸し出しの阻害リスクを減らし、かつ、銀行の国際的に移動可能な営業活動の立地選択に影響を及ぼすリスクも削減するとし、結果として英国銀行の海外営業の競争力への悪影響を削減できる旨が、強調されている。

## 3) 付加税の位置づけ

8%の付加税は、繰越欠損金の相殺前の所得金額に適用されることと、グループ内の最初の2500万ポンドの利益には適用されないとする課税最低限制度を有する旨も提案された。

## (2) 議会財務委員会での審議

予算案の議会審議の過程では、主としてChallenger BankやBuilding Societyなど中小金融機関への改正案の影響を中心に審議されたが、その過程で明らかにされた本改正案の主要な効果は、以下のとおりである。

➤200億ポンドを超える総債務額に課される銀行税が影響を及ぼす法人は30行で、他方、2500万ポンド以上の利益に課される付加税が影響を及ぼすのは200行と見込まれること（誕生直後のChallenger Bankには影響を及ぼさず）

➤英国銀行協会によると本提案に基づく影響は中小金融機関にとって深刻であり、今後5年間にわたる貸付けの縮小効果は金融業全体で100億ポンドとなると予測されること

## 2. 2016年予算演説

今回の予算演説による税制改正提案では、銀行課税について新たな提案は見られない<sup>21</sup>。ただし、2020年における法人税の本税率は、昨年発表した18%ではなく更に1%ポイント下げた17%にするとしており、この効果により2020年以降の銀行の法人税負担は25%（17%プラス付加税8%）となることとされた。

その他の改正案のほとんどは、OECDのBEPS最終報告書対応の諸改正である。

## おわりに

以上、英国における銀行課税改正の経緯を、金融危機後の3政権による対応策の変遷を通して観察してきた。そこから、我が国での金融機関課税について検討する際のいくつかの知見が導き出されると考えられる。以下においては、その主だったものを私見として提示する。

まず第1には、英国の銀行税を中心とした取組みも、金融危機後のIMFの下での破たん処理費用負担を含めた金融リスク対応の一環であり、一定の効果を上げてきたと評価すべきことである。ただし、EUの金融取引税構想への反对方針などで確認されたように、英国産業に占める金融業の重要性に鑑みた国益維持の観点から、根強く税制に影響を及ぼしているようである。これらのポリシーは、CFC税制の金融機能に配慮した特例やICT技術の保有を優遇するパテントボックス税制への取組み経緯にも共通しており、更にはBEPS対応で独自に導入された迂回利益税にも反映されていると思われる。

続いて第2として、英国の経験は、あくまでも欧州市場における英国のおかれた環境下での競争力強化を標榜する法人税改革のロードマップの一環として行われてきたものであるという点である。そこでは、バックワードルッキングの要素を色濃く残した銀行税増税方針など銀行業に対する差別的課税を肯定する政策が、比較的容易に選択されえたという時代及び地理的環境の特色がみられる。更に業種別の差別的課税の容認の背景には、英国自身の石油収入税などの執行経験があったとも考えられる。これらは、東京都銀行税条例の裁判過程で示された我が国の判断枠組みと大きく異なっている。

第3には、英国内では連立政権までの上記のとおり銀行税に傾斜した銀行課税改革に対して、①理論面からの適切な批判が根強く続いていたことと、②金融実務からのタイムリーなフィードバックが行われてきたことにも注視すべきであろう。具体的には、

①の面では、英国税制の中期的な構想に重要な影響力を持つIFSが、従来から一貫して金融商品に対する印紙税課税の問題点から始まりトービン税の問題点やボーナス課税、更には銀行税の諸課題につき冷静に分析・批判し、政策当局への指摘を続けてきたこと<sup>22</sup>

21 HM Treasury, "Business tax road map" March 2016

22 前掲注3)のマーリーズレビュー第6章(財貨とサービスへの課税)及び、"Taxes and Benefits: The Parties' Plans, IFS Briefing Note" BN172, April 2015 pp.37-8

②の面では、英国銀行協会をはじめとした業界が、銀行課税問題へのステークホルダーとして議会等への働きかけを継続してきたこと（この背景には、2011年の法人税改革ロードマップのスタートに際して改善・整備された「時間をかけたステークホルダーとのコンサルテーション手続」も貢献していると考えられること）、  
である。

以上の分析結果は、地理的・時代的背景が異なる我が国の税制環境下（アベノミクスの下での経済活性化とその中で金融業の投資拡大の仲介者としての機能への期待）での金融機関課税問題の検討の際には、十分考慮に入れる必要がある。ただ、結果の良し悪しは別として、英国が近年の先進国の法人税改正の中で最も大胆な実験を行いつつあることは周知の事実であり、そこから得られた銀行課税問題の知見は、アジアの金融センターとしての地位回復を目指す我が国にとってもベンチマーキングの対象の一つであることは否定できないと考える。

(2016年4月脱稿)